

2015/05/13 18:42 現在の情報です。

東京都港区六本木四丁目1番9号
湖雲寺
会社法人等番号 0104-05-001311

名 称	湖雲寺		
主たる事務所	東京都港区六本木四丁目1番9号		
法人成立の年月日	昭和29年2月1日		
目的等	<p>目的 この法人は薬師如来を本尊とし、高祖承陽大師、太祖常済大師を両祖と仰いで、曹洞宗の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成し、その他この寺院の目的を達成するための業務及び事業を行う。 この法人は、その目的達成のために次の事業を行う。</p> <p>1. 不動産貸付業 2. 駐車場業</p>		
役員に関する事項	東京都港区六本木四丁目1番9号 代表役員 高山禎之	平成20年 4月11日就任 平成20年 4月18日登記	
	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目8番5号興洋ビル 代表役員 高山禎之	平成24年 7月 1日住所移転 平成25年 5月28日登記 平成26年 8月22日辞任 平成26年 8月22日登記 辞任の登記 平成26年10月29日抹消	
	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目8番5号興洋ビル 代表役員 高山禎之	平成26年10月29日抹消により回復	
	横浜市緑区三保町2662番地 代表役員 高山禎之	平成26年10月16日住所移転 平成26年10月29日登記	
	横浜市緑区三保町2662番地 代表役員 酒井正覚	平成26年 8月22日就任 平成26年 8月22日登記 就任の登記 平成26年10月29日抹消	
	東京都千代田区麴町三丁目12番7号麴町エイチティーズビル5階佐藤三郎法律事務所 破産管財人 佐藤三郎	平成27年 2月19日登記	
	公告の方法	事務所の掲示場に10日間掲示して行う	
	基本財産の総額	金561万4750円	
	包括団体の名称及び宗教法人非宗教法人の別	宗教法人曹洞宗	
	境内建物、境内地、宝物の処分等に関する定め	曹洞宗の代表役員の承認を要する。	
	破 産	平成27年2月16日午後5時東京地方裁判所の破産手続開始 平成27年 2月19日登記	
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成11年10月 4日移記	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。